学　第　２５８　号
令和３年６月21日

各学校設置者　様
（小・中・高・専（高等課程）・特）

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立高等学校等授業料等減免等事業補助金交付要綱の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり改正したので通知します。

記

［主な改正内容］

令和３年度に住民税の改正があり、新たに「ひとり親控除」が創設されるとともに、これまでの寡婦（夫）控除の見直しが図られた。これにより、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）を適用することとなった。

このことから、これまでの寡婦の場合は143万円未満、寡夫の場合は147万円未満としていた判定額について、一律、143万円の判定額とするよう改正するもの。

〔担当〕私学振興担当　飯田
TEL：019-629-5041
FAX：019-629-5049
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp